

国立大学法人東京農工大学毒物・劇物の取扱いに関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則                      (保管)                      第5条 毒物・劇物の保管庫は、鋼製の堅牢なもので転倒防止処                      置を施し、一般薬品とは別に保管するものとする。                      2・3 (略)</p>	<p>本則                      (保管)                      第5条 毒物・劇物の保管庫は、鋼製<u>等</u>の堅牢なもので転倒防止                      処置を施し、一般薬品とは別に保管するものとする。                      2・3 (略)</p>	

附 則 (令和6年2月19日規程第55号)  
 この規程は、令和6年2月19日から施行する。